

第 613 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 8 年 6 月 26 日（金） 13 時 50 分～14 時 55 分
2. 場 所 滋賀県庁本館 4 A 会議室
3. 出 席 委 員 谷口孝男 佐野高典 宮崎多恵子 河島順二
小島俊明 松井弥惣治 富田敏則
4. 事 務 局 職 員 牧野事務局長 佐野主任書記 関書記 橋本書記
國本書記
5. 説 明 員 酒井課長 杉本主席参事 上垣課長補佐
吉岡課長補佐 佐野主幹（兼務） 三枝水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議 事 の 経 過 概 要 別添のとおり

会 長 谷 口 孝 男 印

署名委員 佐 野 高 典 印

署名委員 富 田 敏 則 印

議 事 の 経 過 概 要

開会宣告 13 時 50 分開会

牧野事務局長 定刻より少し早いですが、皆さまお揃いですので、ただ今より、第 613 回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催します。

本日の司会を務めます本委員会事務局長の牧野です。よろしくお願い致します。

本日は、光永委員、森委員、浦谷委員がやむを得ない事情のため欠席されています。従いまして御出席の委員は 7 名であり、定員 10 名の過半数の皆様にご出席いただき、漁業法第 145 条第 1 項の規定により、本委員会は成立していることを御報告します。

それでは議事に移ります。

委員会会議規則第 5 条の規定により、議事の進行を会長にお願いいたします。

会長、よろしくお願いします。

谷口会長 それではただいまから第 613 回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。

本日の議事録署名人は、議席番号順に佐野委員、富田委員にお願いしたいと思います。

それでは、諮問事項に入ります。「手繰第 3 種漁業の追加公示について」、水産課から説明をお願いします。

(1) 諮問事項

ア) 漁業の許可の制限措置の内容等について

a 手繰第 3 種漁業（貝びき網漁業）の追加公示について

水産課 佐野主幹

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

佐野委員 79 隻の定数が定められていますが、シジミ漁を実質的にしている者はそんなに多くないと思っています。新規に定数の空き 7 隻を募集するということですが、今現在、何隻が希望しているのですか。

佐野主幹 現在、新たに当該漁業許可を取得したい旨の要望を水産課に寄せ

ているのは1名です。

佐野委員 先日の沖びき網漁業の切り替えでは、漁具の写真の提出など求められましたが、今回も、貝びき網漁業をするのに必要な船舶、装置、漁具を所持していることを確認するのでしょうか。

佐野主幹 確認します。

佐野委員 先日の沖びき網漁業の切り替えでは、既に許可を持っている更新の者でも漁具の写真の提出が求められました。新規許可取得希望者についてもそのあたり厳格に対応するのですか。

佐野主幹 切り替えでも皆様に漁具等の写真の提出をお願いしていますが、新規に漁業許可を取得する場合には、漁具の写真を始め同様の書類を提出してもらうことになります。漁具を持っているかどうかに関しては、新規の方について継続の方よりも厳しい目線で審査をさせていただきます。

谷口会長 他に御質問ございますか。
それでは、ただいま説明のありました「手繰第3種漁業の追加公示について」は、異議なしとして答申することとします。
なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することとします。
次の諮問事項に入ります。随時許可漁業の申請期間について、水産課から説明をお願いします。

(1) 諮問事項

ア) 漁業の許可の制限措置の内容等について

 b 随時許可漁業の申請期間について

 水産課 佐野主幹

谷口会長 ありがとうございました。ただ今の説明に対し、御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

佐野委員 現在、えびたつべや竹筒などこれらの漁業許可を持っている者についても、ここで定める期間までに申請しなくてはならないのですか。

佐野主幹

今これらの許可を持っているほとんどの方については、有効期間がえびたつべ漁業が令和8年12月31日まで、それ以外の随時許可漁業が令和8年11月30日までとなっています。ただし、一部の方については、それまでに期限を迎える許可証を持っているので、その方たちが切れ目なく漁業ができるように今回申請期間を定めるものです。ですから今回諮問しました申請期間の延長については、ほとんどの方については関係のない話になります。今持っている許可証の有効期間が、10月1日から11月末あるいは12月末の間の極めて限られた人、あるいはその限られた期間にどうしても新規に許可を取りたいという人のために申請期間を設定するものです。

佐野委員

えびたつべなら12月31日、その他なら11月30日までの許可を持っている大勢の者も、それまでに更新を申請しなければならないのですね。

佐野主幹

仰るとおりです。令和8年に許可の満了期間を迎える漁業が大変多くなっています。今年はいわゆる許可の更新の年ですので、お手数ですが多くの許可について申請をしていただく必要があります。更新手続きが必要なタイミングになりましたら、水産課から各漁協あてに通知しますので、その時に御対応いただき申請していただく必要があります。

河島委員

これらの漁業について、新規に申請してから許可されるまでに要する期間はどれくらいですか。

佐野委員

1週間から2週間いただいております。

谷口会長

他に御質問もないようですので、ただいま説明のありました「随時許可漁業の申請期間について」は、異議なしとして答申することとします。

なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することとします。

続きまして、協議事項に入ります「ビワマス遊漁に係る承認制について」事務局から説明をお願いします。

(2) 協議事項

ア) ビワマス遊漁に係る承認制について

事務局 関書記

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

佐野委員 プレジャー採捕可能枠 12.3 トンとは、令和 6-7 シーズンの採捕量のプレジャー 4.9 トンと遊漁船 7.4 トンを足した量ということですか。

関書記 たまたまどちらも 12.3 トンになりますが、異なるものです。

佐野委員 昨年並みの許可数だとの説明があった一方で、承認数は 1,347 人まで増加しています。これはどのように理解すればいいですか。

関書記 昨年と同様の考え方で承認枠を計算したところ、1,347 人になったということを御説明いたしました。令和 8-9 シーズンについてはこの 1,347 人を上限に考えているところです。

佐野委員 資源量や採捕量から計算すると 1,347 人以内だということですね。令和 7-8 シーズンは 1,171 人でした。計算ではこのようになるということは理解できますが、既にプレジャーボートと漁業者のトラブルが顕在化しています。マナーの良い方もいますが、沖曳網漁業をしている漁船に突っ込んできたり、刺網を引っ掛けるなどのトラブルが年々増えています。このような状況で承認数を増加させるのはいかがかと思います。

関書記 令和 6-7 シーズンから現在の方法で承認数を決定しています。遊漁者と漁業者のトラブルについては承知しており、今後の承認数に考慮されるべき検討材料であるとは考えています。しかし、現状としては過去 2 シーズンと同じ方法で計算された 1,347 人を次シーズンの承認数としてはどうかと考えて提案しました。遊漁者と漁業者のトラブルについては、遊漁者に対してより注意するように周知を図っていきたいと考えています。

佐野委員 トラブルの影響を今後考慮することを検討するとのことですが、

今起こっていることですので、この委員会など、どこかのタイミングで決めても良いのではないですか。

1,347 人に決めた場合、実際に承認される人数がこれを上回ることはないのですか。

関書記

上限数を超える応募があった場合は抽選になりますので、1,347 人を超えることはありません。

佐野委員

計算で 1,347 人となったことは分かりますが、将来の課題として捉えるのではなく、委員会として漁業調整上の事情を今回は考慮すべきではないですか。今後の課題とするでは、進展しないと思います。

谷口会長

ちょっと教えてほしいのですが、違反など悪いことをして、そのことを水産課が把握しているような人については、承認しないことにしていますか。

関書記

前年度に違反をした人については申請できないという対応をとっています。

谷口会長

最低限、違反した人をはじくような仕組みは取られているということですね。今議論されているのは、それ以上のガードができるかということですね。漁業調整とか権利の話になってきますね。

酒井課長

佐野委員の御指摘は漁業者の立場からするととてもだと思えます。これまでも遊漁者と漁業者のトラブルがあったことを背景に、かつてはプレジャーボートの採捕期間を 9 月 30 日までとしていましたが、夏場は刺網の操業が盛んですので、トラブルを避ける目的もあって 6 月 30 日までと遊漁期間を短縮する措置をとって参りました。そのような中で、水産課としてもなるべくトラブルにならないように注意喚起をしてきたところですが、トラブルの報告は現在もあるとのことですので、次のシーズンにしっかりと注意していただくように遊漁者には注意喚起をしながら、トラブルの件数を把握する努力をします。その中でこういった対応ができるのか検討させていただきたいと思えます。

現時点では、遊漁者とのトラブルの観点からは、どのような理屈で承認数を定めることができるのか整理できていませんので、令和

9-10 シーズンに向けての課題とさせていただきたいと思います。

ビワマスという限りある資源を漁業者と遊漁者との間で上手く調整を図りながら資源が減らないように合理的に利用していくとの目的でこの制度を運用していますので、その観点から検討していきたいと思います。

佐野委員

各支所、各組合にこの話を持ち帰りますと、漁業者からは、承認数は漁業調整委員会が様々な事情を考慮して決めることであって、なぜ計算だけで決めるのか、そもそも承認人数が多いただろうと絶対に言われます。漁業者からすると、水産課が決めた承認数であって、漁業調整委員会が決めた数字ではないように見えるので、納得が得られないと思います。

河島委員

今は、承認数を1人単位まで割り出していますが、例えば、資源量を10トンくらいの単位で丸めるとか、承認する人数の上限を設定するなどすればいいのではないかと思います。資源量がここからここまでの範囲であれば承認数は何人、これ以上であれば何人といったように。資源量はあくまで推定値ですので、そこから1人まで割り出せるほど正確なものではないと思います。

酒井課長

良い御指摘をいただいたと思います。御指摘のとおり資源量等はあくまで推定値です。そのような中で、資源量に一定の幅を持たせて人数を決めていくということは、合理的な部分もあると思います。そういった御意見も踏まえながら考えられると思います。

事務局、スケジュール的にはどうですか。

谷口会長

開催日は未定ですが、次回の委員会で指示案を諮問することでしたね。

関書記

申請の申し込みを10月に開始しますので、それに向けて9月初めには公報登載、8月下旬に委員会に諮問できればと思っています。

佐野主任書記

引縄釣漁業につきまして、昨年定数化しましたが、今年許可の切替時に定数の見直しをすることになっています。次回の委員会で引縄釣漁業とプレジャーボートの両方の定数を提示しますので、そのバランスも見て御議論いただきたいと思います。今日いただいた御

意見を持ち帰り、引縄釣漁業許可とのバランスや遊漁と漁業の関係を考慮した案を改めて提案したいと思います。

谷口会長 手数料を徴収したことで、申請が減ったということはないですか。

関書記 申請の数は大きく変わりません。

佐野委員 引縄釣漁業の定数はどれくらいでしたか。

佐野主任書記 現在の定数は 260 人です。定数で言えば、プレジャーボートの方が漁業よりもかなり多いということになります。ただし、我々が湖上取締時に見ている限りでは、引縄釣漁業の船も多くみられますので、実際に琵琶湖に出ている人数で言えば定数ほどの違いはないと認識しています。

谷口会長 それでは、この件に関しては、今日の議論を踏まえて次回の委員会で諮問していただくということでよろしくお願いします。

続いて報告事項に移ります。「アユ資源の状況について」水産試験場から説明をお願いします。

（３）報告事項

ア）アユ資源の状況について

水産試験場 三枝場長

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

河島委員 昨年、人工河川の放流時期を 2 週間ほどずらしましたが、その効果についてどのように評価しますか。

三枝場長 昨年、人工河川の運用時期をずらしました。夏場、猛暑であったことに加えて、台風で琵琶湖がかき混ぜられることもなく、琵琶湖の表層水が 29℃くらいあるような状況だったために、水温が少しでも下がる時期に人工河川からアユの仔魚を流下させるという工夫をしました。その結果、今年度は若干遅く生まれたアユがたくさん残っている状況になっており、春になってからの刺網や沖すくい網

での漁獲が上がっていますので、一定効果があったのではないかと見ています。

河島委員 今年も引き続きですか。

三枝場長 今年も引き続き、猛暑になるかはその時になってみないとわからないですが、万が一猛暑になったときに備えて、人工河川の運用方法を検討しながらよりよい運用をしていきたいと考えています。

谷口会長 他に御質問等無いようでしたら、その他事務局から何かありますでしょうか。

牧野事務局長 この度、谷口会長が、全国海区漁業調整委員会連合会の一般表彰を受賞されましたので御報告させていただきます。

この表彰は、委員会の運営に功績顕著な者であって、委員として10年以上就任した方に送られるものです。なお、過去には海区委員を務められた北船木漁協の木村さんなどが表彰されています。

谷口会長におかれましては、5月に開催されました全国海区漁業調整委員会連合会の総会においてすでに表彰状を授与されておられます。

谷口会長の御功績に対しまして、皆さま拍手をお願いいたします。

谷口会長 早いもので海区委員になりまして10年になりました。この間、委員の皆様にご協力をいただきまして、何とか務めることができました。皆様の御協力に対して厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは他に無いようですので、第613階琵琶湖海区漁業調整委員会を終了いたします。